

## お知らせ

解禁（新聞、テレビ・ラジオ）

令和6年9月5日14時以降

令和6年9月3日

### ■同時発表先：

合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、広島県政記者クラブ

## 「広島市豪雨災害伝承館」／「坂町自然災害伝承公園」 を中国地方初の「NIPPON 防災資産」に認定

～内閣府特命担当大臣と国土交通大臣連名の認定証を授与～



ロゴマーク

内閣府及び国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を、令和6年5月に創設しました。

このたび、有識者による選定委員会での審議を踏まえ、本制度の創設後初めて、中国地方管内で2件（優良認定：1件、認定：1件）を認定されました。対象者である坂町に対して、認定証の授与を執り行う「NIPPON防災資産」の認定証授与式を開催します。

今後、認定された防災資産において、その価値がさらに高まり、各地域における防災力の向上を牽引していただくことを期待します。

※認定証は、松村祥史内閣府特命担当大臣（防災担当）と齊藤鉄夫国土交通大臣連名によるもの。

※優良認定案件である「広島市豪雨災害伝承館」については、本日（令和6年9月5日（木）13:15より砂防会館にて授与式を開催しました。）

※認定案件については別紙1をご参照ください。

### ➤ 認定証授与式

開催日時：令和6年9月17日（火）16時45分～17時30分

開催場所：広島合同庁舎2号館6階第7共用会議室（広島市中区上八丁堀6-30）

※合同庁舎入館時の注意事項

合同庁舎へ入館する際、警備室から身分証明書の提示を求められることがあります。

開催場所及びトイレ等の共用部分以外への立ち入りは禁止です。

認定案件：坂町自然災害伝承公園

※閉会後に、認定対象者への取材、質問を受ける時間をご用意しております。（開催時間に含まれます。）

※取材にあたっては、令和6年9月12日（木）16時までには別紙2の取材申込書をご確認の上、電子メールにてお申し込みください。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局

☎（082）－221－9231（代表）（平日昼間）

河川部 河川計画課長

むかいだ きよたか  
向田 清峻

➤ 認定案件

①優良認定 『広島市豪雨災害伝承館』

対 象 者： 一般社団法人 梅林学区復興まちづくり協議会  
広島市

活 動 拠 点： 広島県広島市

対 象 災 害： 平成 26 年 8 月豪雨

選定委員会での選定理由（参考）： 当該施設ができるまでの経緯・過程に、被災者の苦労や、未来への伝承への思いが詰まっていると同時に、被災者・住民の一体感と強い思いが伝承館の誕生に繋がっている。施設の運営も被災者が行うなど、住民・地域主導での研修会などの取組がされている点が特に優れている。

②認定 『坂町自然災害伝承公園』

対 象 者： 坂町

活 動 拠 点： 広島県坂町

対 象 災 害： 明治 40 年、平成 30 年 7 月豪雨

選定委員会での選定理由（参考）： 展示されている映像資料の中に被災者や救護者の体験や証言があり、語り継いでいくべき出来事として、防災意識を向上させる内容となっている。また、他自治体や民間団体の研修ツアーの開催や町内の小中学校とも連携しながら、防災教育に取り組んでいる点が優れている。

## 「NIPPON 防災資産認定証授与式」取材申込書

1. 貴社名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

2. 代表者氏名 \_\_\_\_\_

3. 取材者人数 \_\_\_\_\_

4. 当日の車両 車種： \_\_\_\_\_

ナンバー： \_\_\_\_\_

5. 駐車証の送付先（メールアドレス又はFAX番号）

\_\_\_\_\_

6. 連絡先（携帯電話） \_\_\_\_\_

※当日に連絡が取れる番号を記入願います。

お申し込み先メール : 87kasenkeikaku@cgr.mlit.go.jp

※申込書に記載されている情報は、本目的以外には使用しません。